令和５年度南三陸町地域おこし協力隊募集案内

令和５年５月
南　三　陸　町　企　画　課

１　南三陸町の概要

南三陸町は、宮城県北東部に位置する人口約 12,000 人の町です。三方が山に囲まれ、一方が海に面する地形は、町に降った雨が全て町内の山や大地を通り、川を通じて里に流れ、そして、志津川湾に注ぐという豊かな自然の恵みをもたらします。当町では、これを守り、活かす林業や漁業などの産業が発展してきました。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、当町は甚大な被害を受けました。震災から 12 年が経過した現在、全国・全世界の皆さまからの力に支えられ、確実に当町の復興は進んでいますが、震災によって、人口減少や少子高齢化等の問題も加速しています。

こうした中、当町では、創造的復興を成し遂げ、持続可能な地域社会を構築していくために、**「森　里　海　ひと　いのちめぐるまち　南三陸」**を将来像として掲げ、地域・住民・行政が一体となって新しいまちづくりに取り組んでいます。

２　南三陸町地域おこし協力隊の概要

地域おこし協力隊とは、地方自治体からの委嘱を受け、 地域の魅力発信や特産品の開発、住民の生活支援など、さまざまな方向から地域を活性化させる活動に取り組む都市部からの移住者です。現在、多くの地方自治体が協力隊の受け入れを行っており、その運用方法は自治体によって異なります。

南三陸町では、上記に掲げる町の将来像の実現に向け、新しい視点で地域の活性化に取り組んでいただく人材が必要と考え、協力隊を受け入れています。また、移住者である隊員が地域の生活になじむことができるよう、また、起業・事業承継に向けたノウハウを学びながら地域活性化活動に取り組めるよう、 町内で活動している事業者・団体が隊員の方を雇用する形をとっています。

図：南三陸町地域おこし協力隊制度の概要

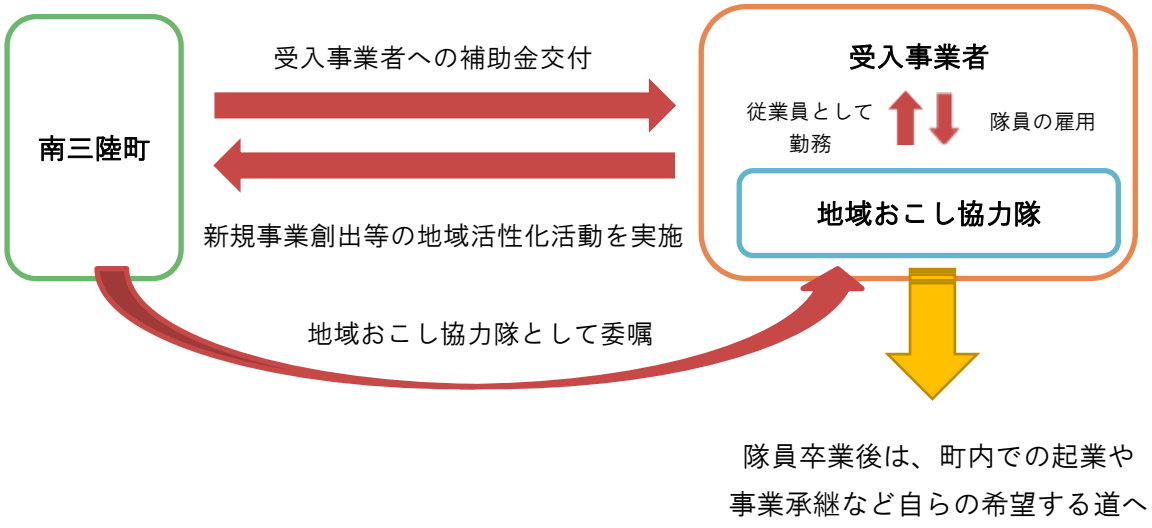

３　募集の内容

令和５年度南三陸町地域おこし協力隊員として、以下の内容で活動に取り組む方を募集します。

募集①

事　業　名	世界唯一の「化石資源」など文化遺産資源等を活用した歌津地域活性事業
活 動 内 容	・資源を活用した観光コンテンツの開発と推進 ・関係団体等と連携した域内周遊の促進による地域活性化 ・域内での地域資源の認知向上
目　　標	・希少価値のある地域資源を活用し、歌津地域への交流人口の拡大により地域振興を図る。 ・地域コンテンツを「文化観光遺産」として捉え、地域ビジョンである“森里海ひといのちめぐるまち南三陸”の一端を担う。 ・希少な資源を活用し、他との差別化を図ったプロモーションを実現 ・域内での資源価値の再認識と利活用、次世代への継承 ・既存ターゲット層と異なる新規層（親子や研究者）の獲得による交流人口の拡大 ・交流人口の拡大及び域内での滞在時間の延伸による観光消費額の拡大
受入事業者	一般社団法人南三陸町観光協会
雇 用 契 約	上記受入事業者と締結します。
雇 用 形 態	正社員
採 用 条 件	■就業場所 宮城県本吉郡南三陸町志津川字五日町２００番地１　南三陸町観光協会内 ■雇用形態 契約社員 ■学歴 大学または大学院卒 ■年齢 ３５歳まで ■就業時間・休日 9：00～18：00　土日祝日含む完全シフト制　年末年始は休業 ■給与・手当 月給 166,000 円～ ・通勤手当　・住宅手当　・各種社会保険加入 ■必要な経験・免許など ・パソコン操作（Word　Excel　powerpoint　メールソフト）必須 ・普通自動車運転免許 ・学芸員資格所持者が望ましい ※詳細は、受入事業者の求人票を参照してください。

募集人数	１名
備　　考	南三陸町地域おこし協力隊員としての委嘱は町長が行い、その委嘱期間は、委嘱の日から令和６年３月３１日までとします。 ※活動状況等を勘案し、年度単位での更新により委嘱の日から３年まで延長することが可能です。

４　応募要件

（１）　令和５年４月１日時点で、満２０歳以上の方。

（２）　総務省が定める「地域おこし協力隊員の地域要件」に該当する地域にお住まいで、当町へ住民票を異動する意思を有する方。

（３）　心身ともに健康で、当町の活性化に積極的に活動できる意欲を有する方。

（４）　協力隊としての活動終了後も町内に定住し、起業、就業又は事業承継する意志のある方。

（５）　その他受入事業者が別途定める応募要件に合致する方。

（６）　地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方。

地方公務員法第１６条に規定する一般職員の欠格条項

１　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

３　人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

５　選考

応募者の方に対しては、以下のとおり選考を実施します。

種別 選考内容	対象者	選考内容	日時	結果発表
書類選考	応募者	書類審査		選考実施日から概ね１週間
一次面接 （受入れ事業者）	書類選考合格者	面接審査	事業者から連絡	
二次面接 （町）	一次選考合格者	面接審査 （30 分程度）	一次選考合格者と調整の上で決定します。	

※　二次面接は南三陸町役場本庁舎内で実施します。現地までの交通費等は応募者の負担となります。

６　応募方法

応募を希望する方は、応募期間内に以下の書類を郵送又は直接お持ちください。

（１）　令和 5 年度南三陸町地域おこし協力隊応募用紙

（２）　住民票の写し

※　持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までです。

７　提出・問い合わせ先

南三陸町企画課企画情報係
〒９８６－０７２５　宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田１０１番地
電　話：０２２６－４６－１３７１
ＦＡＸ：０２２６－４６－５３４８
E-Mail：plan-ict@town.minamisanriku.miyagi.jp